

○広島修道大学早期卒業に関する人文学部細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島修道大学早期卒業に関する規程（以下、「規程」という。）第10条に基づき、必要な事項を定める。

(学内進学者)

第2条 規程第2条第3項に係る学内進学者の「優秀な成績」についての基準は、成績評価の評点平均値が3.5以上であることとする。

2 前項の評点平均値の算出には、卒業所要単位外の授業科目の修得単位は含まないこととする。

3 規程第4条第2項に係る学内進学者の要件は、規程第4条第1項を適用することとする。

(早期卒業の申出)

第3条 早期卒業を希望する者は、規程第3条にかかわらず2年次の前期終了時を目途に、所属する学科あるいは専攻代表の教員に事前に相談した上で、指定する日時までに学部長に申請するものとする。

2 前項より適格の認定を受けた者は、人文学部履修細則第4条別表にかかわらず、3年次において4年次配当必修科目を履修することができる。ただし、年間履修可能単位の上限から4年次配当必修科目数は除くこととする。

(早期卒業の認定)

第4条 早期卒業の認定は、通常の卒業認定者判定を実施する教授会にて行う。

(その他必要事項)

第5条 この細則に定めるもののほか、実施に必要な事項については、人文学部教授会においてこれを定める。

(事務担当)

第6条 この細則に関する事務は、教学センターが担当する。

(細則の改廃)

第7条 この細則の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

1 この細則は、2007年5月10日に制定し、2007年4月1日より施行する。ただし、2005年度入学生に関しては、第3条第1項にかかわらず別に指定する日時までに学部長に申請することとする。

2 この細則は、規程等整理の方針に基づき、2011年9月29日に改正し、同日から施行す

る。

3 この細則は、2015年9月3日に第6条を改正し、2015年10月1日から施行する。